

「業界毎に重要な人権課題 第6版(案)」に対する意見の募集について

2017年8月10日

ニッポンCSRコンソーシアム

ニッポンCSRコンソーシアムでは2012年9月より、様々な業種に属する企業やNPO/NGOの方々、学識有識者の参加を得て、企業が関与する人権への負の影響の特定に向けた議論を行って参りました。

本年度2017年の第6回目のステークホルダー・エンゲージメントプログラムは、国連環境計画金融イニシアチブ（UNEP FI）が策定した人権ガイダンスツール（Human Rights Guidance Tool）を引き続き活用して、「業界毎に重要な人権課題」の特定を行いました。期間は6月15日から7月13日迄で計5回に及ぶワークショップを実施し、本文書を纏めました。

本コンソーシアムでは、自由闊達で、より深い議論を通じて、対話を促進するために、チャットハウスルールを適用しています。参加者は、自らが所属する組織に捉われることなく、参加者個人の見解に基づき策定を進めたことを、ここに明示しておきます。

本文書の取り纏めに関する一切の責任は、ニッポンCSRコンソーシアムを運営する経済人コー円卓会議日本委員会（CRT日本委員会）にあります。

本文書はこの議論の結果を取り纏めたものであり、「業界毎に重要な人権課題（案）」としてここに開示し、下記の通り、皆さまよりご意見を募集いたします。

1. 意見募集の対象

「業界毎に重要な人権課題（案）」

2. 募集期間

(1) 意見募集期間

2017年08月10日（木）から2017年9月22日（金）（日本時間）

(2) 意見提出先・提出方法

以下の記入要領に従い、電子メールにて、ニッポンCSRコンソーシアム事務局（CRT日本委員会内、yourcomments@crt-japan.jp）までご送付ください。なお、電話、FAX、郵送での送付及び匿名での意見はお受けしかねますので、あらかじめご了承ください。また、電子メールによる提出時のファイル形式は、Wordファイルとしてください。

(3) 記入要領

宛先：ニッポンCSRコンソーシアム事務局（CRT日本委員会内）

件名：「業界の人権課題」に対する意見

経済人コー円卓会議日本委員会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-33 渋谷三信マンション 505 号室

電話：03-5728-6365 FAX：03-5728-6366 <http://www.crt-japan.jp>

組織名および氏名：（部署名及び担当者名）

Emailアドレス・電話番号：

(4) 募集意見

以下についてのご意見を募集いたします。ご意見は、該当箇所が分かるように、対象業界、項目名等を明記の上、意見内容およびそのように考える理由について、できる限り具体的に記載ください。必要に応じて、添付3の意見記入用紙をご利用ください。

1. 本文書に対して、感じたことや思われたことについて、自由にご意見ください。
2. 業界毎が特定した重要な人権課題についてご意見ください。
3. 最終報告書は2017年10月に発行予定です。最終報告書を取り纏める際の形式や手続き等について、ご意見ください。

(5) 提出先及びお問い合わせ先

経済人コー円卓会議日本委員会内 ニッポンCSRコンソーシアム事務局

Tel: 03-5728-6365 Fax: 03-5728-6366 E-mail: yourcomments@crt-japan.jp

3. ご意見の取り扱い

皆様からいただいたご意見につきましては、今後の取組みにおいて参考とさせていただきます。なお、いただいたご意見についての個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ、その旨をご了承ください。ご提出いただきましたご意見については、住所、電話番号、FAX及びメールアドレスを除き、ご意見の内容、氏名および団体名等を経済人コー円卓会議日本委員会のWEBページ上にて後日公開する場合があります。ただし、ご意見中に、個人に関する情報であって特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。

経済人コー円卓会議日本委員会

専務理事兼事務局長 石田 寛



経済人コー円卓会議日本委員会

〒150-0031 東京都渋谷区桜丘町 29-33 渋谷三信マンション 505 号室

電話: 03-5728-6365 FAX: 03-5728-6366 <http://www.crt-japan.jp>

目次

1.	はじめに.....	4
1-1.	ステークホルダー・エンゲージメントプログラム （人権デューディリジェンスワークショップ）実施の目的.....	4
1-2.	人権課題の特定に向けた取り組み（経過）.....	5
1-3.	2017年度の実施プロセス.....	7
1-4.	本文書における留意点.....	7
2.	意見の募集について.....	9
3.	ニッポン CSR コンソーシアム事務局（CRT 日本委員会）の見解.....	10
4.	業界毎に重要な人権課題（案）	
4-1	製造業（医療電子機器・半導体）.....	12
4-2	情報・通信業.....	14
4-3	運輸・物流業.....	17
4-4	化学・建築材料業.....	19
4-5	食品業.....	21
4-6	消費財業（化粧品・日用品）.....	23

添付資料 1 業界毎の UNEP FI と NGO/NPO、有識者との関連性

添付資料 2 アジア SHE の報告書

添付資料 3 意見記入用紙

1 はじめに

1-1. ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）実施の目的

ニッポン CSR コンソーシアムは、企業が単独ではなく NGO/NPO 及び有識者と共に人権課題について議論する場を設け、「企業と人権」の関連性について気付きを高め、人権に配慮した企業活動を促進すべく 2012 年 9 月に設立された。それ以来、6 年にわたり、ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）を実施している。本プログラムには、企業からの参加者を中心に NGO/NPO や学識経験者、有識者の参加を得ており、2012 年度は 39 社および 11 団体 68 名、2013 年度は 15 社 12 団体 35 名、2014 年度は 34 社 17 団体他 68 名、2015 年度の第 1 部は 48 社 17 団体他 98 名が参加した。2016 年度は 40 社 14 団体 73 名が参加した。2017 年度は 23 社 17 団体 67 名が参加した。

本プログラム実施の背景には、企業はどのように対応すればいいのか容易に判断できないステークホルダーからの多岐に亘る要望や要求が寄せられる現実がある。そこで、企業と NGO/NPO との間で討議する場を設け、次年度において着手すべき人権課題が何かを議論して重点的に取り組む課題を特定することは、計画的に事業活動が遂行される企業の仕組みにおいて、効果的で現実的な手法であるといえる。一方で、本プログラムでは活動の継続性も重視している。前述したようにあらゆる課題や要望を一度に解決することが不可能である以上、少しずつであっても解消に向けて努力を続けていくことが重要だからである。また、社会が企業に求める課題や要望は一定ではないため、その変化にいち早く気づくことが重要だからである。ニッポン CSR コンソーシアムでは、本ステークホルダー・エンゲージメントプログラム（人権デューディリジェンスワークショップ）を、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」（Guiding Principles on Business and Human Rights¹）が定義する人権デューディリジェンスの①企業が関与する人権への負の影響の特定に資する活動と位置付け、その後の個々の企業における人権への負の影響の特定、分析、評価、②適切な対処のための行動、③情報提供、④継続的追跡調査²につながる活動と捉えている。

ここに、2017 年 6 月から行ってきた議論の積み重ねの成果を公開する。本案に対し、関係するステークホルダーから忌憚なき意見をいただくことを期待している。いただいた意見の内容を可能な限り反映した形で、2017 年 10 月を目処に「業界毎に重要な人権課題（第六版）」を取り纏める予定である。

¹ http://www2.ohchr.org/english/bodies/hrcouncil/docs/17session/A.HRC.17.31_en.pdf（アクセス日時 2014.11.26）

² 参考：ヒューライツ大阪「ビジネスと人権に関する指導原則：国際連合「保護、尊重及び救済」フレームワークの実施のために」、http://www.hurights.or.jp/japan/img/guiding_principles_digest.pdf（アクセス日時 2014.11.26）

1-2. 人権課題の特定に向けた取り組み（経過）

ニッポンCSRコンソーシアムでは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」(UN Guiding Principles) に沿って、業界別に重要な人権課題の特定を進めている。それぞれの年度における取り組みは以下の通りである。

2012 年度開催した本ステークホルダー・エンゲージメントプログラムでは、国連環境計画金融イニシアティブが策定した人権ガイダンスツールにおける「ビジネスに関連する人権課題と、ビジネスへの期待を特定する（仮訳）」(Identifying the human rights issues and expectations relevant to business)³を参考に、業界毎に重要な人権課題を特定した。結果は、「業界毎に重要な人権課題（2013年）」として公表した。

2013 年度は、前年度に策定した「業界毎に重要な人権課題（2013年）」について、さらにバリューチェーンの観点から深掘りを行った。結果は、「業界毎に重要な人権課題（第二版）」として公表した。これは、各々の人権課題がどの部署における活動と関連しうるのかを理解する上で有用であると考えている。

2014 年度は、前年度に寄せられたパブリックコメント「人権課題はその課題が発生する文脈に則して理解するべきだ」に対応すべく、(1) World Economic Forum がグローバルリスク報告書において特定しているグローバルリスク⁴（以下、WEF グローバルリスク）31 種のうち、特に相互関連性の高い WEF グローバルリスク 16 種を対象に、自業界に特に大きな影響を与えるものを選択し、(2) 選択した 16 種の WEF グローバルリスクと人権課題およびビジネスとの関連性の把握に努めた。これは、自業界にとって人権課題が重要である理由や、社会課題と環境課題がダイナミックに関連づくことを理解する上で有用であると考えている。

2015 年度の第 1 部では、NGO/NPO、有識者から問題提起を受け、国連環境計画金融イニシアティブが策定した人権ガイダンスツール（2011 年策定、2014 年改正）⁵を参考に、2013 年度にニッポン CSR コンソーシアムが策定した「業界毎に重要な人権課題（第二版）」に追加・削除・修正事項があるか業界毎に見直しを行った。2015 年度のワークショップの特徴として、近年日本で高い関心を集める性的マイノリティ問題や外国人実習生・労働者問題が NGO/NPO、および有識者より提起された。また、2014 年度では対象業界が 9 業界に対し、2015 年度のワークショップでは新たな業界が追加され（11 業界）、より幅広い業界で重要な人権課題を見直し、特定した。

第 2 部では、食品業界が中心となり 2020 東京オリンピック・パラリンピックに向け「持続

³ <http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/fundamentals.php>（アクセス日時 2012.11.01）

⁴ http://www3.weforum.org/docs/WEF_GlobalRisks_Report_2014.pdf（アクセス日時 2014.08.08）

⁵ <http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/index.php>（アクセス日時 2015.07.03）

可能性に配慮した食の調達」に関するワークショップを開催し、フードビジョン⁶を作成し公表した。

2016 年は、前年の世界的に重要な 4 つの動きに注目した。① 6 月（2015 年）には、G7 サミットにおいて、エルマウ・サミット首脳宣言⁷が出された。ここにおいて G7 首脳は、「ビジネスと人権に関する指導原則」を強く支持すること、実質的な国別行動計画（ナショナル・アクション・プラン、NAPs）を推進させ、苦情処理メカニズムを強化し、持続可能なサプライチェーンを促進させることを宣言した。② 9 月には、国連サミットにおいて、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）⁸が採択された。③ さらに 10 月には英国現代奴隷法が施行された。④ 12 月には COP21（国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議）において、2020 年以降の温暖化対策の国際枠組みである「パリ協定」が採択された。このような状況に鑑み、当初から用いる国連環境計画金融イニシアティブが策定した人権ガイダンスツールに加えて、国連持続可能な開発目標 SDGs と、本年度（2016 年度）の伊勢志摩 G7 サミットで NGO/NPO から提起された提言文書についても検討し「業界毎に重要な人権課題」の見直し・特定、及び「SDGs に基づく業界毎に重要な優先課題」の特定を行なった。

本年（2017 年）は、昨年と同様に NGO/NPO、有識者から問題提起を受け、国連環境計画金融イニシアティブが策定した人権ガイダンスツール（2011 年策定、2014 年改正）⁹を参考に、昨年にニッポン CSR コンソーシアムが策定した「業界毎に重要な人権課題」に追加・削除・修正事項があるか業界毎に見直しを行った。本年度のワークショップの特徴として、英国現代奴隷法等への企業の対応が求められる中で、企業が認識すべきアジアのサプライチェーン上の人権問題、日本特有の人権問題、また日本の機関投資家の動向についても加味した。参加企業の構成にも変化があり、従来に比べて消費財業と食品業からの企業の参加が増え、製造業とインフラ業からの企業の参加に減った。参加者に関しては、従来は CSR 部からの参加が多かったが、本年度は人事部や調達部からの参加が多く見られた。また、本年度の企業参加者の 7 割以上が新規参加者であった。

本年度の成果物として、「業界毎に重要な人権課題（案）」および「業界毎の UNEP FI と NGO/NPO、有識者との関連性」（添付資料 1）を策定した。

また、日本開催のステークホルダー・エンゲージメントに併行して、同時期にアジアの 3 地区（タイ・マレーシア・ミャンマー）で、経済人コー円卓会議日本委員会が発起人となりステークホルダー・エンゲージメントを開催している。この内容については、アジア SHE の報告書（添付資料 2）に纏めてある。

⁶ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会へ

「2020 年東京オリンピック・パラリンピック フード・ビジョン（案）」の提出 <http://crt-japan.jp/files2014/2-4-0-olympic2020/pdf/Food%20Vision%20for%20the%20Tokyo%202020%20Olympic%20Games.pdf>

⁷ 外務省、2015 G7 エルマウ・サミット首脳宣言（仮訳） http://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page4_001244.html

⁸ 外務省、持続可能な開発のための 2030 アジェンダの策定 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/doukou/mdgs/p_mdgs/index.html

⁹ <http://www.unepfi.org/humanrightstoolkit/index.php>（アクセス日時 2015.07.03）

1-3. 2017年度の実施プロセス

以下の4つのステップを実施している。各ステップの詳細は以下の通り。



Step1 (Day1/Day2)

- 企業からの参加者（以下、参加者）は、NGO/NPO、及び有識者の計12団体より、企業活動を通じて侵害されうる人権状況とその背景についての説明を受けた。その後、参加者と登壇者は、提起された問題毎にテーブルに座り、問題の深掘りを行った。

Step2 (Day3/Day4)

- 2015年度にニッポンCSRコンソーシアムが策定した「業界毎に重要な人権課題（第五版）」に追加・削除・修正事項があるか業界毎に見直しを行った。（Day3/Day4）

Step3 (Day5)

- 参加者はSTEP2の議論内容を取り纏めてNGO/NPO、及び有識者間でダイアログを行った。ダイアログ後に参加者はNGO/NPO、及び有識者から受けたコメントを再度検討し、業界毎に最終版を取り纏めた。事務局は、全業界の最終版を取り纏め、「業界毎に重要な人権課題（案）」を策定した。

Step4

- 事務局は、案文を2017年8月10日（木）から2017年9月22日（金）（日本時間）の期間にパブリックコメントを実施する。

1-4. 本文書における留意点

1-4.a 重要な人権課題の業界毎の偏りについて

NGO/NPO や有識者などから企業に対して指摘される事項には、業界によってそのレベル感に偏りが存在する。これは、現時点における NGO/NPO や有識者などの問題認識のレベル感に温度差が生じている結果といえる。同様に言えることとしては、参加者間の意識の隔たりである。これは参加者が属する企業及び業界の状況によって、取り組み内容や意識に自ずとずれが生じていることを示している。

1-4.b 検討および分析の範囲について

今回の検討および分析の範囲には、以下を含めない。

- 第3回で策定された「WEF グローバルリスクマップ」については、今回のワークショップに検討範囲に含めない。
- 第5回で策定された「SDGs に基づく業界毎に重要な優先課題」については、今回のワークショップに検討範囲に含めない。
- 「業界毎に重要な人権課題（第五版）」の業種の内、業製造業（インフラ）については、検討できる参加企業数に至らない為、検討を中止した。

2 意見の募集について

以下の1から3までの3点についてのご意見を募集いたします。ご意見は、該当箇所が分かるように、対象業界、項目名等を明記の上、意見内容およびそのように考える理由について、できる限り具体的に記載ください。必要に応じて、添付3の意見記入用紙をご利用ください。

1. 本文書に対して、感じたことや思われたことについて、自由にご意見ください。
2. 業界毎が特定した重要な人権課題についてご意見ください。
3. 最終報告書は2017年10月に発行予定です。最終報告書を取り纏める際の形式や手続き等について、ご意見ください。

3 ニッポン CSR コンソーシアム事務局（CRT 日本委員会）の見解

国際的な CSR 動向において、自社サプライチェーンを含む「ビジネスと人権」へ管理と報告が求められるようになってきている。例えば、米国カリフォルニア州のサプライチェーン透明法、英国の現代奴隷法や、米国・貿易円滑化・貿易是正法（関税法）など、サプライチェーンの透明化と適正化を図る法令による規制の動きが加速している。G7 ドイツ、エルマウ・サミット的首脳宣言でも「責任あるサプライチェーンを推進」する方針が示され、「ビジネスと人権に関する指導原則」（UNGP）が強く支持された。機関投資家の動きとしては、企業の人権ベンチマーク（CHRB）が行われ、リスクが高い 3 業種（農作物、アパレル、採掘）のグローバル企業 98 社に対して、ベンチマークした結果が発表された。

このような中で、多くの日本企業は自社およびサプライチェーンを含む人権課題を把握して管理・対応ができていない。これは、ステークホルダーとの関係の喪失、不買運動、極端な場合は、事業継続のリスクにつながるおそれがある。日本企業は社内体制を整えるだけでなく、実効性がある対応をしていく必要がある。

また、日本においても、年金積立金管理運用独立法人（GPIF）が、国連 PRI に署名、PRI の理事にも就任（2016 年 11 月）し、インベストメントチェーンにおける ESG の要素を投資の意思決定に考慮することを、2017 年に本格的にスタートさせている。併せて、2020 年の東京オリンピック・パラリンピックの開催の準備において、調達先での人権課題についてメディアにも取り上げるようになった。

日本企業のサプライチェーンの具体的懸念も、電気・自動車・精密等を中心に広く取り組みが進む紛争鉱物から、消費財や、食品におけるサプライチェーン上のパーム油や木材等へシフトしてきている。

あらゆる業種の企業が国連 SDGs への取り組みを始めようとしているが、個別のプラスの影響に特化して捉える傾向が強く、事業遂行上でのサプライチェーン上の潜在的な負の影響について、人権デュー・デリジェンスを実施する姿勢を持つ企業はまだ少数である。

本プログラムは、日本企業が上記のような人権に関する法令への対応が求められる中で、日本企業が認識すべきアジアのサプライチェーン上の人権問題、日本特有の人権問題、また機関投資家の動向等を「社会からの要請」として理解することを目的として実施された。本プログラムを通して、日本における「LGBT」¹⁰や「女性活躍」等への取り組みは世界的に見て遅れていることが理解できた。また、サプライチェーン上流における強制労働、児童労働など、自社から離れているがリスクとなり得る人権侵害の実態を理解でき

¹⁰ セクシュアルマイノリティまたは、“SOGI” Sexual orientation gender identity と表現すべきところであるが、日本では一般的でない為、LGBT と表記する。

た。

昨年までの検討を通じて、企業が人権問題に取り組む際に重要なことは、人権侵害を受けている当事者や彼らを支援する NGO/NPO と対話をして問題を認識することである。問題があれば、ステークホルダーと連携して、企業が有する専門性と戦略性を活用して問題に対応して、説明責任（**accountability**）と透明性（**transparency**）を果たして正当性（**legitimacy**）を確保していくことである。そうすることで、社会より操業する許可（**License to Operate**）を得られ、事業の持続性が確保されうるものとする。

ニッポン CSR コンソーシアム事務局
松崎 稔 / 和田 浩揮

4. 業界毎に重要な人権課題（案）

4.1 製造業（医療電子機器・半導体）

※本年度の検討において、修正箇所に関しては赤字で明記してある。

製造業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	職場における待遇	労働時間または賃金	<ul style="list-style-type: none"> 主に海外工場において、賃金水準が地域の生活水準に合わず、また出来高払い賃金制により長時間労働が常態化するおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ		
			<ul style="list-style-type: none"> 日本でのサービス残業、長時間労働 裁量労働制・みなし管理職の適正でない運用 グループ会社との労働条件や賃金格差。同一労働同一賃金。 	レ	レ	レ	レ	レ		
	健康および安全		<ul style="list-style-type: none"> 特に、研究や製造・工場現場における死亡や重傷を伴う労働災害〔創/造〕 長時間労働により、従業員のヘルスケア、特にメンタルヘルスに不調をきたすおそれ 健康診断の未実施による病気進行 一部屋数名での寮生活等最低限のスペースが確保されていない生活環境、衛生設備（シャワー、トイレなど）の不備、工場敷地内の寮の設置、外側から鍵を掛けた管理等が従業員の健康に悪影響を及ぼすおそれ 指サック、手袋、マスク、イヤプラグ等の保護用品の欠如または不着用による職業病の進行 安全衛生基準がグローバル基準に適合していない。（非常口、避難訓練、など） 日本における外国人労働者の扱い（特に安全衛生面の指導・周知等、言葉の問題） 	レ	レ	レ	レ	レ		
	差別	従業時	<ul style="list-style-type: none"> 労働条件、研修・トレーニング（職業訓練）、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ、女性、性的マイノリティへの差別、セクハラ、パワハラ LGBTへの対応 	レ	レ	レ	レ	レ		レ
	児童労働	最低年齢	<ul style="list-style-type: none"> 途上国のサプライチェーン（下請作業等）において児童の就労、ブローカーによる児童の斡旋が行われているおそれ。アジアの労働者が年齢を偽り採用に応募するおそれ 		レ	レ	レ	レ		レ
強制労働	雇用にあたり保証金や文章の提出を求める搾取	<ul style="list-style-type: none"> アジアにおける外国人労働者の斡旋の際に、（斡旋業者が労働者へ）雇用にあたり過度な採用費用の支払いや身分証明書（パスポート等）の預かりを求めるおそれ 				レ	レ		レ	
	強制的な残業	<ul style="list-style-type: none"> 過度なノルマによる長時間労働が事実上の強制労働となるおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ			

製造業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	買	造	運	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	結社の自由		<ul style="list-style-type: none"> 労働者の代表や労働組合等との対話やコミュニケーションが不足しているおそれ 労使協議や団体交渉の制度化や運営が十分になされていないおそれ。また、団体交渉権は認められているが、実際には交渉が行われていないおそれ ユニオン・ショップ制において労働者の権利が十分に確保されていないおそれ 労働組合の組成や活動が禁止されている（実体として禁止されている場合も含む）により、労働者の権利が十分に確保されていないおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ		
	その他	全体	<ul style="list-style-type: none"> グローバル企業からの監査により、人権・労働に関する基準がグローバルな基準に適合していないことを指摘される。（安全衛生、労働時間、懲戒制度、ユニオンショップ、労働者仲介業者へのマージン、などなど） 	レ	レ	レ	レ	レ		
			<ul style="list-style-type: none"> 合併などにより、企業文化が違う中での法令・規則遵守意識等の違い。 	レ	レ	レ	レ	レ		
コミュニ ティ	資源	天然資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> 環境負荷の低い（電力使用量の低い、リサイクルしやすい）製品開発および製品設計、物流、販売 [創/使/捨/運/売] 工場や現地工事サイトにおける水や土地の乱用や汚染 [買/造/捨] 	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
	治安	非政府勢力への支払い	<ul style="list-style-type: none"> 原材料の調達において、資金や製品やサービスが非政府勢力や武装勢力へ流れる恐れ（例：紛争鉱物） 		レ					
社会と 政府	政府との関 係	賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> 特に許認可を得る際に、Facility Paymentなどの賄賂や腐敗にさらされるおそれ 契約時の贈収賄、業界での慣習、馴合い（取引/操業形態において）、政府系事業受注時の不正行為への加担リスク 	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
		人権に対する認識が低い国との関係	<ul style="list-style-type: none"> 政府が現地の人々（先住民やマイノリティを含む）の合意を適切に得ていない土地に、新規進出（工場建設等）するおそれ 工場誘致に際して、受け入れ政府側が提示する独自の労働基準が、国際的なそれに則っていないおそれ オフショア開発（創）、道路整備（運）、廃棄物処理（捨）リスク 	レ	レ	レ	レ	レ	レ	
消費者 問題	消費者との 関係	健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> 消費者の健康と安全に配慮した、責任あるマーケティングの実施といった、ポジティブな働きかけ [売] と、これを通じた消費者の環境意識向上への貢献 [使/捨] 顧客に提供した製品・サービスの不具合により、最終的に消費者の生命や健康面に被害を与えるおそれ [創/造] 	レ		レ		レ	レ	レ

4.2 情報・通信業

※本年度の検討において、修正箇所に関しては赤字で明記してある。

情報・通信業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン				
				買	創	作	売	捨
				調達	研究 設計 開発	構築	販売（営業 販売、代理 店販売）、 提供、保守 運用	廃棄
ステークホルダー			従業員	●	●	●	●	●
			サプライヤー（調達先）	●				
			ビジネスパートナー（発注先）	●	●	●	●	●
			コミュニティ（地域社会・住民）	●	●	●		●
			顧客				●	●
事業/ サプライ チェーン	職場における 待遇	労働時間または賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・設備構築から廃棄までの一連のバリューチェーン、またサービスのリリース前やシステム障害が発生した場合に、納期・復旧の切迫による長時間労働（休日出勤を含む）や不払い残業が発生するおそれ〔買/創/作/売/捨〕 ・過度な業務量や過密なスケジュールによる長時間労働が事実上の強制労働となるおそれ〔買/創/作/売〕 ・機器の調達先で強制労働がおこなわれるおそれ〔買〕 	レ	レ	レ	レ	レ
		健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> ・日本と異なる政治的および経済的要因により、海外のサプライヤーやビジネスパートナー企業で労働安全衛生が十分に確保されていないおそれ〔買/創/作/売〕 ・長時間労働により、ヘルスケア、特にメンタルヘルスに不調をきたすおそれ〔買/創/作/売〕 ・通信網施設、保守作業などによる安全衛生上のリスク発生のおそれ〔作〕 	レ	レ	レ	レ	レ
	差別	採用、従業員時、解職	<ul style="list-style-type: none"> ・職場での従業員時に性別等で差別されるおそれ〔買/創/作/売/捨〕 ・従業員時にハラスメント被害が発生するおそれ〔買/創/作/売/捨〕 ・雇用形態の違いによる差別待遇のおそれ〔買/創/作/売/捨〕 	レ	レ	レ	レ	レ
	結社の自由と 団体交渉権	国内法で認められていない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・結社の自由と団体交渉権が確保されていないおそれ〔買/創/作/売/捨〕 	レ	レ	レ	レ	レ

情報・通信業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン				
				買	創	作	売	捨
ステークホルダー			従業員	●	●	●	●	●
			サプライヤー（調達先）	●				
			ビジネスパートナー（発注先）	●	●	●	●	●
			コミュニティ（地域社会・住民）	●	●	●		●
			顧客				●	●
コミュニティ	資源	天然資源（水など）の利用	<ul style="list-style-type: none"> データセンター等、事業施設における環境に配慮したエネルギー（省エネ化、電源責任）や水の利用〔作〕 データセンター等、事業施設における騒音や異臭等により、地域住民の生活権にネガティブな影響を与えるおそれ〔作〕 電子機器が適切に廃棄されないことにより、環境汚染が引き起こされるリスク〔捨〕 調達した機器に紛争鉱物が含まれているおそれ〔買〕 	レ		レ		レ
	治安	非政府勢力への支払い 国家による警備の提供	<ul style="list-style-type: none"> 非政府勢力への支払いのおそれ〔買/創/作/売〕 データセンター等、事業施設の民間警備員の武装化による地域住民への暴力のおそれ〔創/作〕 	レ	レ	レ	レ	
	土地へのアクセス	土地の所有権 強制移住	<ul style="list-style-type: none"> データセンター等、事業施設構築のための土地購入時の強制移住などのおそれ〔創/作〕 		レ	レ		
	コミュニティへの投資		<ul style="list-style-type: none"> ITサービスや情報提供を通じた、情報格差の是正、これによる人々の生活向上、環境改善といった、ポジティブな働きかけ〔買/創/作/売〕 情報システムの構築を通じて、地域のインフラ整備に貢献するといった、ポジティブな働きかけ〔買/創/作/売〕 電気や技術トラブルなどによってサービスが停止することによる、利用者の社会生活をおびやかすおそれ〔売〕 通信サービスをはじめとする社会インフラの提供〔買/創/作/売〕 ユニバーサルアクセス、ユニバーサルデザインの実現（社会、階層、地域の違いなどにかかわらず、全ての人が情報または情報通信システムを利用できること）〔買/創/作/売〕 	レ	レ	レ	レ	
	健康および安全		<ul style="list-style-type: none"> 機器廃棄時の健康被害のおそれ〔捨〕 					レ

情報・通信業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン				
				買	創	作	売	捨
				調達	研究設計開発	構築	販売（営業販売、代理店販売）、提供、保守運用	廃棄
ステークホルダー			従業員	●	●	●	●	●
			サプライヤー（調達先）	●				
			ビジネスパートナー（発注先）	●	●	●	●	●
			コミュニティ（地域社会・住民）	●	●	●		●
			顧客				●	●
社会と政府	政府との関係		<ul style="list-style-type: none"> 法整備が十分でなく、適正な労働環境が守られないおそれ〔買/創/作/売/捨〕 土地の取得にあたり、少数民族の土地所有権が剥奪されているおそれ〔買〕 データセンター事業やクラウドサービスなどに関し、国家権力からの個人情報提供要求に抗しきれないおそれ〔売〕 表現の自由を侵害する可能性〔売〕 	レ	レ	レ	レ	レ
		賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> バリューチェーン（特に、官公庁向けのICTサービス提供など）において、賄賂や腐敗にさらされる可能性〔買/創/売〕 	レ	レ	レ	レ	
		紛争国における事業	<ul style="list-style-type: none"> 紛争国からの調達による紛争鉱物を購入するおそれ〔買〕 紛争国での保守、運用などの事業展開による、人権侵害への関与のおそれ〔売〕 	レ			レ	
		社会との関係	<ul style="list-style-type: none"> 既存および将来のデジタルテクノロジーを通じて、犯罪集団やテロリストの活動に加担してしまう可能性〔売〕 意図しない、既存および将来のデジタルテクノロジーの使用による、犯罪への加担や人権侵害の可能性〔売〕 				レ	
消費者課題	消費者との関係	個人情報/プライバシーの保護・管理 表現の自由	<ul style="list-style-type: none"> 預かりの個人情報/プライバシーが漏えいするおそれ〔作/売/捨〕 個人情報/プライバシーが、個人の同意なく集められたり、使用されるおそれ〔創/売〕 個人情報/プライバシーの管理に携わる社員に、十分な啓発・教育が実施されず、リスクを認識し、個人情報/プライバシーの保護・管理に対する意識が高まらなくなるおそれ〔売〕 消費者のリサイクル意識が高まらず、未使用となった携帯端末等の回収・希少金属のリサイクルが進まないおそれ〔捨〕 ビッグデータビジネスにおいて、いくつかの情報やデータを組み合わせることで個々のデータでは識別されえなかった個人が特定されるおそれ。また、そのような顧客情報が、顧客の事前の了解なしに商業的な目的で利用されるおそれ〔創/売〕 不正なICT利用により、人権が脅かされるおそれ〔売〕 インターネット上の暴力、暴言、ポルノなどが、子どもの発達に負の影響を及ぼすおそれ〔売〕 表現の自由を侵害する可能性（人権が保護されていることが前提）〔売〕 		レ	レ	レ	レ

4.3 運輸・物流業

※本年度の検討において、修正箇所に関しては赤字で明記してある。

運輸・物流業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン					
				創	買	売	運	捨	
事業/ サプライ チェーン	職場における待遇	労働時間	<p>※ 物流・運輸は労働集約型産業であり、機械化などがより進むと考えられる将来においても、人の手による労働から脱却し得ない業務を少なからず有する。</p> <p>・受注量により、長期的な雇用が立てられず、従業員が不安定な雇用形態にさらされるおそれ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 繁忙期に、現場や協力会社において長時間労働が発生するおそれ ・ 他国との協業により時差に伴う深夜・早朝業務により長時間労働が発生するおそれ ・ 公共性が高い事業であるがゆえに、災害発生時に、予期せぬ長時間労働が発生するおそれ 						
		低賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 労働者及びその家族の必要のため十分な賃金水準より低いおそれ ・ 通販市場の拡大などに伴い恒常的に労働時間が長大化し、単位時間当たりの賃金が低下するおそれ <p>・ 物流量の変動が業務量に影響し、安定的な収入が得られなくなるおそれ。</p>						
		健康および安全	<p>※ 物流・運輸業の現場には、重量物の積み下ろし・運搬、大型機械・車両の使用、列車や航空機、船舶に近接した作業など危険を伴う業務が必ず存在する。安全な状態を保つためには、日々の努力により危険を抑え込み続けることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運航船舶やターミナル、航空機や空港など、重機械や重量のある貨物を扱う現場において、労働災害が発生するおそれ ・ 海賊発生地域における、労働者の安全確保【海運業】 ・ 公共性が高い事業であるがゆえに、災害発生時に、労働災害の2次被害が発生するおそれ ・ 長時間労働によりメンタルヘルスに不調をきたすおそれ ・ (従業員以外に) 自社サプライチェーンにおいて健康および安全を脅かすおそれ、児童労働、強制労働を発生させるおそれ 						
	差別	従業時	<p>※ 人口減少に伴う人材の不足を見込み、近年、契約・派遣社員やシニア社員、外国人社員の雇用、契約社員の正社員化、時短勤務や在宅勤務の実施など、人材や雇用形態は多様化している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な人材が様々な形態の下で雇用されることにより、労働条件、研修・トレーニング、昇進面において不平等な扱いを受けるおそれ ・ 外国人が雇用と処遇面において不当に取り扱われるおそれ <p>・ 多様性を認めない画一化した取り扱いをなされるおそれ</p>						

運輸・物流業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン					
				創	買	売	運	捨	
コミュニティ	資源	天然資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> ※ 化石燃料のみならず、非従来型天然ガス資源や自然エネルギーによる発電など、エネルギーソースの多様化が進んでいる。 ・ 燃料油の調達先において、大気汚染、水質劣化などの環境汚染や生育地の破壊を引き起こすおそれ〔買〕 ・ 輸送ルートを通行する多くの輸送車両から排出されるガスにより、大気汚染が引き起こされるおそれ〔運〕 ・ 油濁事故により、海洋環境破壊を起こすおそれ。 ・ 工場・物流センター・道路・鉄道・港湾・空港等の輸送インフラの建設や使用により、土壌汚染・水質劣化・大気汚染等の環境破壊を引き起こすおそれ ・ 化石燃料の調達と使用、資源の非効率な使用により、気候変動を引き起こして人々の生活に負の影響を及ぼすおそれ ・ 天然資源を効率的に利用することで、持続的な発展に貢献できる可能性（正の影響） 				レ	レ	
		インフラの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 進出先の道路や港湾、空港などを、自社の運行する車両や船舶、航空機によって破損するおそれ ・ 災害時におけるインフラのダメージにより物流を途絶えさせるおそれ ・ 災害時において道路や物流拠点などのインフラを早急に回復させ、地域の生活インフラを維持する取り組み（正の影響） 	レ	レ		レ		
		安全の提供	<ul style="list-style-type: none"> 事故等により、お客様に限らず、一般市民やその他ステークホルダーの健康、安全に悪影響を及ぼすおそれ ・ 海賊発生地域に派遣される各国海軍、乃至は治安の悪い物流センターの警備のために一企業として雇用した警備員が、過剰な力を行使するおそれ ・ 乗船する武装警備員が、船員・乗船員、そして海賊に対して、過剰な力を行使するおそれ【海運業】 ・ 海軍や海賊が、漁民等の地域住民の権利を侵害するおそれ【海運業】 					レ	
		コミュニティへの投資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時等に避難所等への支援物質や緊急物質の輸送、緊急物質拠点の運営などに協力することにより、近隣住民に貢献できる可能性（プラスのインパクト） ・ ヒト、モノをつなぎ、長期的なコミットにより、地域の生活基盤の維持にとどまらず、産業活性化、観光促進、雇用創出、文化振興などに貢献できる可能性（正の影響） 	レ		レ	レ		
社会と政府	政府との関係	賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> ・ Facilitation Paymentなどの、賄賂や腐敗にさらされるおそれ〔運〕 ・ ルート開発や設備投資について政府や行政と交渉を行う際に、政府との癒着、賄賂や腐敗に関与するおそれ〔創/買〕 	レ	レ		レ		
その他	不正取引、密輸	人身売買	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人身売買の被害者の輸送に、意図しないまでも直接的に関与するおそれ ・ 禁制品を運ぶおそれ 			レ	レ		

4.4 化学・建築材料業

※本年度の検討において、修正箇所に関しては赤字で明記してある。

化学・建築材料業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン									
				研究	開発	調達	製造	物流	営業	使用・利用	廃棄	調達(労働)	
事業/ サプライチェーン	職場における待遇	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ BtoB企業の特徴として、リソースを考えない受注により超過勤務が発生しやすい（自社、サプライチェーン） ・ 国/地域によって異なる労働条件に応じた労働時間管理の徹底度合いについて十分に把握できてはいない（サプライチェーン） 	レ	レ	レ	レ	レ	レ				
			<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物質（化学物質など）や大規模設備を使用する製造業として、職場環境に比較的危険源が多い（自社、サプライチェーン） ・ サプライヤーから化学物質に係る情報提供が不完全な場合は、自社従業員や最終消費者に対して健康被害を引き起こす可能性がある（自社、サプライチェーン） ・ 人を介しての安全性試験や機能性試験等、外部委託した場合、相手先企業の倫理観が希薄であれば、人権問題につながるおそれ（サプライチェーン） 	レ	レ	レ	レ	レ			レ		
		懲戒処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 懲戒処分に対する各国/地域の慣習が大きく異なっており、地域に合致していない懲戒処分方針を策定している恐れがある（自社） ・ 懲戒処分者への苦情処理メカニズムの配備が十分とは言えない恐れがある（自社） ・ 懲戒処分に対する各国/地域の慣習が大きく異なっており、サプライヤーにおける懲戒処分の実態を把握することが困難（サプライチェーン） 	レ		レ	レ	レ	レ		レ		
	差別	従業員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域/時期によって社会問題となっている差別の事例が異なっており（例えば、2015年時点では性的マイノリティの差別が発生）、グローバルで従業員における差別の撲滅が実施できていないと言えない（自社、サプライチェーン） ・ 障がい者の労働環境の整備が追いつかないことで人権問題に繋がる恐れ（自社、サプライチェーン） 	レ	レ	レ	レ	レ	レ		レ	レ	
		整理解雇、解職	<ul style="list-style-type: none"> ・ 整理解雇の際、対象者が納得できる明確な選定基準を提示できていない可能性がある（自社、サプライチェーン） ・ 余剰人員の判定根拠に基づき十分なコミュニケーションが実施されないことで、裁判などのリスクが発生する（自社、サプライチェーン） 										
	児童労働	危険な作業や雇用	・ サプライチェーンで可能性あり			レ							
		最低年齢	・ サプライチェーンで可能性あり			レ							
労働時間と労働条件		・ サプライチェーンで可能性あり			レ								
18歳未満の若年労働者の雇用		・ サプライチェーンで可能性あり			レ	レ					レ	レ	

化学・建築材料業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン									
				研究	開発	調達	製造	物流	営業	使用・利用	廃棄	調達(労働)	
事業/ サプライ チェーン	強制労働	雇用にあたり保証金や文章の提出を求める搾取	・ 移民労働者の有無をグローバルで網羅的に把握出来てなく、発生時のレピュテーションリスクは非常に高い（自社、サプライチェーン）			レ							レ
		強制的な残業	・ BtoB企業の特徴として、リソースを考えない受注より強制的な残業を強要する（または自発的就労であっても結果的に残業となる）可能性がある（自社、サプライチェーン）	レ	レ	レ	レ	レ	レ				レ
		人身売買	・ 移民労働者の有無をグローバルで網羅的に把握出来てなく、発生時のレピュテーションリスクは非常に高い（自社、サプライチェーン）		レ	レ							
	結社の自由	結社の自由と団体交渉権	・ 労使間交渉が正常でない場合がある（自社、サプライチェーン） ・ 従業員が企業の干渉を受けずに労働関連事項を議論できる手段が無い恐れがある（自社、サプライチェーン）	レ	レ	レ	レ	レ	レ			レ	レ
		国内法で認められていない場合の措置	・ 労使間交渉が正常でない場合は、ストライキ・ボイコットの発生により生産が止まるリスクがある（自社、サプライチェーン） ・ 従業員が企業の干渉を受けずに労働関連事項を議論できる手段がない恐れがある（自社、サプライチェーン）	レ	レ	レ	レ	レ	レ			レ	レ
コミュニ ティ	資源	天然資源（水や土地等）の利用	・ 比較的大量な資源を利用しているほか、汚染物質を流出や暴露などで地域の汚染被害を引き起こしやすい業種のため、地域社会への影響が大きい（自社、サプライチェーン） ・ 工場建設などによる森林伐採、過剰摂取などによる水の枯渇のリスクがある（サプライチェーン） ・ 資源枯渇により住民に与える影響がでる恐れがある（サプライチェーン）			レ	レ					レ	
社会と 政府	政府との 関係	賄賂と腐敗	・ 汚職に係る法規制の域外適応が拡大して、莫大な課徴金を支払いにより、自社のステークホルダー（従業員や投資家）に影響を及ぼす可能性がある（自社、サプライチェーン） ・ 外国公務員への賄賂・過度なもてなし、取引円滑化のための支払いが発生する恐れ、非対応による操業停止命令を受けるリスク（自社、サプライチェーン）	レ	レ		レ	レ	レ			レ	
		人権に対する認識が低い国との関係	・ 人権への対応を積極的に取り組んでいない国でも操業しており、人権加担リスクを引き起こす可能性がある（自社、サプライチェーン） ・ 現地政府からの許可等の取得が人権加担に繋がるリスク（人権に関する認識の低い国での活動によるレピュテーションリスクや人権加担リスク）の可能性が有る（自社、サプライチェーン） ・ 人権の認識を高める活動にリソースが必要となり利益を圧迫する恐れがある（自社）		レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	

4.5 食品業

※本年度の検討において、修正箇所に関しては赤字で明記してある。

食品業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	調達	造	運	売	使	捨
事業/ サプライ チェーン	職場における 待遇	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自社／製造委託先の製造工場（取引先）、物流のドライバー等、すべての業務において長時間労働が発生するおそれ ・ 季節もの等の生産が集中する時期に、納期を守るために拘束的な労働が発生するおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ		レ
		賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金水準が地域の生活水準に合わない ・ 出来高払い賃金制の下で正当な賃金が支払われない(パーム油などの農園、又は漁場) ・ フェアトレードなどを考慮し、取組を効果的に世の中に伝えることで消費者の安心や企業価値を向上させ、且つ、労働者に適正な賃金を払うことが可能となる。 ・ 研修生制度における不当な低賃金 		レ	レ	レ	レ		
		健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品製造（原料調達含む）や研究開発過程の危険作業、農薬を含む化学物質取扱い、防災対応の不備により、従業員／労働者の健康や安全が脅かされるおそれ（従業員＝障害者の視点も） ・ リスク低減のためにカラーバリアフリー（色使いの配慮）やドア開閉の方向などの文化の違いなどに対応が必要 	レ	レ	レ	レ	レ		レ
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 作業車両運転中の事故 			レ	レ	レ	レ		レ
	差別	採用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人種、性別、宗教、海外を含む地域、性的指向、障がい、民族、信条などにより採用の差別が起こるおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ		レ
		従業時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人従業員/労働者が、言語（言葉のみならず、障害者とのコミュニケーションなどの対応）の違いにより、安全教育へのアクセスにおいて不平等な扱いを受けるおそれ ・ 臨時従業員/労働者への安全教育の不徹底 ・ 臨時従業員/労働者が不安定な雇用形態を強いられるおそれ ・ ハラスメント（セクハラ/パワハラ/マタハラetc） 	レ	レ	レ	レ	レ		レ
		評価・処遇	<ul style="list-style-type: none"> ・ 人種、性別、宗教、地域、性的指向、障がい、民族、信条などにより評価・処遇等で差別が発生するおそれ ・ リモート/テレワークにおける評価の不平等、コミュニケーション不足による不平等な評価を受けるおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ		レ
	児童労働 高齢者労働		<ul style="list-style-type: none"> ・ 原料調達先において、最低就業可能年齢未満の児童労働が行われるおそれ ・ 児童が教育を受ける権利を喪失するおそれ 		レ					
	強制労働		<ul style="list-style-type: none"> ・ 移民労働者に対する強制労働発生のおそれ ・ 不法入国者などが非人道的扱いを受けるおそれ ・ 研修生への搾取、危険労働への従事など ・ 農林水産調達過程での奴隷労働 		レ	レ	レ			
	結社の自由と 団体交渉権	国内法で認められていない場合の措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合が許されていない国において、あるいは認められつつも実体として適用されていない国において、（国際法に則った）結社の自由と団体交渉権が確保されないおそれ ・ 海外の製造事業所も想定した場合は「運送」も含まれてくる 		レ	レ	レ			

食品業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン						
				創	調 達	造	運	売	使	捨
コミュニティ	資源	天然資源の利用	<ul style="list-style-type: none"> 原料調達先の大規模農業・漁業・林業により、コミュニティが生産高と漁獲高の減少に直面するおそれ 現地生態系や水へのアクセスへ影響を与えるおそれ 現地住民/先住民グループにとって文化的/歴史的/宗教的に重要な場所に損傷を与えるおそれ※現状ではこの案件はほぼ落ち着いているので現状では優先順位が低いと想定 単一作物化（換金作物への転換）により、食の自給体制が喪失するおそれ 工場立地によって現地住民の生活用水アクセス権が侵されるおそれ 気候変動により水リスクが発生するおそれ 		レ	レ				
	土地へのアクセス	土地の所有権	<ul style="list-style-type: none"> 畑などの耕地、養殖池、工場・製造事業所を建設する際に、地域住民や先住民のグループの土地に関する権利が無視されるおそれ 農地の囲い込みで発生する地域住民の権利喪失 		レ	レ				
社会と政府	政府との関係	賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> 工場設立や販売権（販売許可）にあたり、そのための用地取得や許認可取得等の際に賄賂を要求される 		レ	レ		レ		
消費者課題	健康および安全	適切な情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 誤った食品表示により、消費者の健康被害を引き起こすおそれ 正しい食の知識を消費者に伝えないことによる誤った認識 日本が世界に発信した『ピクトグラム』の活用により言語に依存しない情報提供を実現 					レ	レ	
		責任あるマーケティング	<ul style="list-style-type: none"> 不適切なマーケティングによって消費者（特に未成年者）を誤った食行動に導くおそれ 原産地の子供たちに対する適切な栄養指導、支援をバイイングパワーで実現 		レ			レ	レ	
	品質管理	<ul style="list-style-type: none"> 品質管理が十分でなく、消費者の健康を害するおそれ 意図的な品質阻害（フードディフェンス） 	レ	レ	レ	レ	レ	レ		
	プライバシー保護		<ul style="list-style-type: none"> 消費者キャンペーン、通信販売、会員登録などで得た個人情報の漏えい（委託先も考慮） 					レ	レ	レ

4.6 消費財業（化粧品と日用品）

※本年度の検討において、修正箇所に関しては赤字で明記してある。

消費財業において重要と考える人権課題		具体的懸念事項	バリューチェーン							
			研究開発	調達	製造	物流	販売	使用	廃棄	
事業/サプライチェーン	職場における待遇	労働時間	<ul style="list-style-type: none"> ・ (a) 残業を織り込んだ生産計画や、現場で上流の計画の遅れを吸収するという事態により、(b) 賃金水準が地域の生活水準に合わないことにより、(c) 出来高払い賃金制により、あるいは(d) 不良品・手直し品の大量発生など工場側の理由によって長時間労働が発生するおそれ ・ 過度な顧客対応や、曖昧な目標設定による工数の肥大化により、長時間労働が発生するおそれ ・ 労務管理が不十分であったり、あるいは意図的に法で定められた休日が付与されなかったり、時間外労働の限度が守られていないおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ		
	賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・ バイヤーからのコスト圧縮の圧力により、最低賃金が遵守されないおそれ ・ 国によっては、最低賃金の改定が頻繁にあり最低賃金が遵守されないおそれ ・ 法令遵守が不十分、あるいは労務管理の不備で時間外労働に対する適正な報酬が支払われないおそれ ・ 同一労働同一賃金が守られていないおそれ ・ 生産性に応じた公正な報酬が支払われないおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ			
	健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災訓練、救急処置訓練、有害化学物質の取扱を含め、安全衛生教育が徹底されないおそれ ・ 健康に有害な作業環境（騒音・振動・照度・室温・換気・局所排気など）への対応がされず、健康被害が出るおそれ、妊産婦、若年層などに危険または有害な業務に就かせるおそれ ・ 建物の老朽化、違法建築、非常口、避難通路などが違法状態で、労働者に危害が及ぶおそれ 	レ	レ	レ	レ				
	ハラスメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身体的、性的、精神的、また言葉による嫌がらせや虐待を受けるおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ			
	職場における待遇	懲戒処分	<ul style="list-style-type: none"> ・ 就業規則の内容が不適切なために不当な懲罰や取扱いをされるおそれ ・ 苦情処理メカニズムが設置されていないおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ		
	差別	採用時 従業時 使用時	<ul style="list-style-type: none"> ・ ジェンダー、年齢、人種、宗教、LGBT、障害の有無などに制限を加えた不平等な募集・採用をする可能性 ・ ジェンダー、年齢、人種、宗教、LGBT、障害の有無などの違いにより、労働環境や研修、昇進の機会において不平等な扱いを受ける可能性 ・ ジェンダー、年齢、人種、宗教、LGBT、障害の有無などの違いにより、使用に当たり不利益を被る可能性 	レ	レ	レ	レ	レ	レ	

消費財業において重要と考える人権課題			具体的懸念事項	バリューチェーン								
				研究開発	調達	製造	物流	販売	使用	廃棄		
事業/ サプライ チェーン	児童労働	最低年齢	<ul style="list-style-type: none"> 身分証明等が確認されないまま、または、偽造の身分証明に基づいて、最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ 貧困により最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ プランテーション等において最低年齢未満の児童労働が行われるおそれ 		レ	レ						レ
	強制労働	強制的な残業 人身売買	<ul style="list-style-type: none"> 暴力、暴力の脅威、その他の形の威嚇によって労働を強いられるおそれ 労働契約（雇用契約）が文書で明示されず、労働者が合意していない労働条件で働かせられるおそれ 移民や難民、技能実習生などの弱い立場を利用した強制的な労働をさせているおそれ 		レ	レ	レ					
	結社の自由と団体交渉権		<ul style="list-style-type: none"> 労働組合の結成を拒んだり、団体交渉を正当な理由なく拒んだり、組合員に対する不利益な扱いや解雇するおそれ ストライキを理由に解雇のおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ				
コミュニティ	資源	水ストレス	<ul style="list-style-type: none"> 大量の水の使用や有害化学物質による河川の汚染により、周辺住民への健康被害や地域の環境に悪影響を及ぼすおそれ 		レ	レ						
		陸上資源	<ul style="list-style-type: none"> 製品製造のため森林生態系の保全に悪影響を及ぼすおそれ 	レ	レ	レ	レ					
		海洋資源	<ul style="list-style-type: none"> プラスチック製品製造のため海洋生態系の保全に悪影響を及ぼすおそれ 	レ						レ	レ	
		廃棄物処理	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物を放置したり、適切な業者を使用しないために廃棄物を不法に投棄するおそれ 廃棄物削減に取り組まないことで、環境に悪影響が出るおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
社会と政府	政府との関係	賄賂と腐敗	<ul style="list-style-type: none"> バリューチェーンの各段階において、許認可取得等の際に賄賂を要求されるおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ				
消費者課題	消費者との関係	健康および安全	<ul style="list-style-type: none"> 消費者意識の変化への対応とEthical Marketの育成、フェアトレードの推進に向けたポジティブな働きかけが不十分なおそれ 	レ					レ	レ		
			<ul style="list-style-type: none"> 商品の品質とその安全性を高め、消費者へ及ぼすリスクの軽減対応が不十分なおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
			<ul style="list-style-type: none"> 材料と商品のトレーサビリティ向上が不十分なおそれ 	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ	レ
			<ul style="list-style-type: none"> イノベーションを通じた消費者課題の解決が不十分なおそれ 	レ								